

1964年度宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1964年9月30日第18回宜野湾市議会臨時会は市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
2番	比 嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄	4番	安 次 富 盛 信
5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 景	7番	稻 嶺 吉 正 康
8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明	10番	又 吉 正 弘
11番	石 川 繁 昌	12番	大 川 昇 行	13番	伊 佐 佐 真 得
15番	宮 城 盛 昌	16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 佐 真 寿
18番	中 里 幸 助	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 誠 清 次 郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 天 久 豪 太郎 14番 仲 村 喜 永 19番 武 島 行 男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、記事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲 村 春 勝 助 役 員 屋 真 徳 総務課長 松川 正義
建設課長 島袋 昌 兼 経済課長 伊佐 友 誠

7. 議会事務の出席者

局長 宮城 光 雄 書記 照 屋 鏡 島袋 真 由 知念 馨 光

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1. 会期の決定について
- 日程第2. 議事録署名議員の署名について
- 日程第3. 議案第45号. 財産(土地)の取得について
- 日程第4. 議案第46号. 土地の貸与について
- 日程第5. 議案第47号. 市債を起すことについて
- 日程第6. 議案第48号. 1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算について
- 日程第7. 議案第49号. 専決事項の指定について

1964年既宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1964年9月30日第18回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
2番	比嘉 定 亮	3番	天久 盛 雄	4番	安次 富 盛 信
5番	石川 真 六	6番	仲村 春 果	7番	稻 又 誠 吉 康 弘
8番	石田 英 正	9番	安里 安 明	10番	又 吉 正 正 貞 得
11番	石川 繁 正	12番	大川 昇 行	13番	伊 佐 佐 真 壽
15番	宮城 盛 昌	16番	宮里 敏 行	17番	伊 波 佐 貞 壽
18番	中 里 幸 助	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 藏 清 次 郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 天久 豪太郎 14番 仲村 喜 永 19番 武島 行 男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、記事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助 役 呉 屋 真 徳 総務課長 松川 正義
建設課長 島袋 昌兼 経済課長 伊佐 友誠

7. 議会事務の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照 屋 綾 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第45号. 財産(土地)の取得について

日程第4. 議案第46号. 土地の貸与について

日程第5. 議案第47号. 市債を起すことについて

日程第6. 議案第48号. 1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算について

日程第7. 議案第49号. 専決事項の指定について

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定によつて
議会は成立致しますので只今より第18回宜野湾市議会臨時会を開
会することに致します。
(午前10時52分)

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～日程の順序に従ひまして、日程第1、会期の決定についてをお諮り
致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時53分)

議 長～再開致します。(午前10時54分)

議 長～休憩中にお話し申し上げました様に9月30日から10月1日ま
での(2日間)にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本臨時会の会期は9月30日より10月
1日までの2日間に決定致します。

議 長～日程第2、会議録署名議員の指名についてお諮り致します。本件に
ついては、議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め会議録署名議員は議長指名とすることに決
定致します。では本会議の議事録署名議員は、12番大川昇、20番仲
村盛光、両議員をお願い致します。

議 長～日程第3、議案第45号財産(土地)の取得についてを上程致しま
す。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対す提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～商業高校用地として購入して、中央教育委員会に貸したいと云う
財産の取得の議決をしてもらいましたが、この前のものでは執行は
困難になりまして、と申上げますのは公立学校の用地を市が買い上
げて無償で政府に貸すと云うことは、どうしても起債の認可が困難
でありましたので、今度公共用地としてこれを宜野湾の区教育委員
会に貸付ける目的で購入したいと思ひましてこの議案を提出してあ

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定によつて
議会は成立致しますので只今より第18回宜野湾市議会臨時会を開
会することに致します。
(午前10時52分)

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～日程の順序に従ひまして、日程第1、会期の決定についてをお語り
致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時53分)

議 長～再開致します。(午前10時54分)

議 長～休憩中にお話し申し上げました様に9月30日から10月1日ま
での(2日間)にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本臨時会の会期は9月30日より10月
1日までの2日間に決定致します。

議 長～日程第2、会議録署名議員の指名についてお語り致します。本件に
ついては、議長指名とすることに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め会議録署名議員は議長指名とすることに決
定致します。では本会議の議事録署名議員は、12番大川昇、20番仲
村盛光、両議員にお願い致します。

議 長～日程第3、議案第45号財産(土地)の取得についてを上程致しま
す。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対す提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～商業高校用地として購入して、中央教育委員会に貸したいと云うの
財産の取得の議決をしてもらいましたが、この前のものでは執行は
困難になりまして、と申上げますのは公立学校の用地を市が買い上
げて無償で政府に貸すと云うことは、どうしても起債の認可が困難
でありましたので、今度公共用地としてこれを宜野湾の区教育委員
会に貸付ける目的で購入したいと思ひましてこの議案を提出してあ

りますので宜しく御審議をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時53分)

議長～5番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～4番議員の出席を報告致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～内容については、別に異議はございませんが、提案理由の中に法のうら付がないことは、どういふことか、只教育委員会から要望があつたから、これを買ふと云ふ輕易のものであるのか、法、条例の適用もなくした提案理由になつておりますが、その件についてお伺いしたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午前11時22分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

市長～委員会から陳情書として市長の所に来ております。

議長～暫休憩致します。(午前11時41分)

議長～再開致します。(午前11時42分)

市長～前の提案の場合に市町村自治法第36条第1号第7号及び議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物又は議決に付すべき契約に關する条例第2条の規定により提案すると云ふふうに出してあるが、これで入れてないのは、取得の何は未だ、この前議會をやつたばかりでこの条例によつて出してある訳であります。只前と違ふのは、政府に商業高等学校用地として貸すと云ふ所が、今度区は教育委員会にこれを貸すと云ふことになりましたので、その變つた所だけをここに述べたと云ふこととあります。

16番～案件は申身は1つであつても、1つの案件としての趣旨、目的、各々あると思ひます。あの案件で出したからよかろうと云ふ變易な案件ではないと思ふ。結局この前あつたからあの案件で良く分るから

りますので宜しく御審議をお願い致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時58分)

議 長～5番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前11時10分)

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

16番～内容については、別に異議はございませんが、提案理由の中に法のうら付がないことは、どういふことか、只教育委員会から要望があつたから、これを買ふと云ふ輕易のものであるのか、法・条例の適用もなくした提案理由になつておりますが、その件についてお伺いしたいと思います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時22分)

議 長～再開致します。(午前11時40分)

市 長～委員会から陳情書として市長の所に来ております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時41分)

議 長～再開致します。(午前11時42分)

市 長～前の提案の場合に市町村自治法第36条第1号第7号及び議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産、營造物又は議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により提案すると云ふふうに出してあるが、これで入れてないのは、取得の何は未だ、この前議会をやつたばかりでこの条例によつて出してある訳であります。只前と違ふのは、政府に商業高等学校用地として貸すと云ふ所が、今度は区の教育委員会にこれを貸すと云ふことになりましたので、その變つた所だけをここに述べたと云ふこととあります。

16番～案件は中身は1ツであつても、1ツの案件としての趣旨、目的、各々あると思います。あの案件で出したからよかろうと云ふ變易な案件ではないと思う。結局この前あつたからあの案件で良く分るから

と云う安易な考え方で提案されてはまずいと思います。およそ類においても法・条例においても規定されておりますので、その必要性がないと云う御見解でございますか。

市長～提案の理由でありますので、これは是非条文を加えなければならぬと云うことは別になんとも思いません。口頭で説明しておわかりであれば、それを書き出す必要もないと思います。若し皆様方がどうしても書き出さねば出来ないと云うことであれば、今直ぐ必要がありまますのでと云う次に今先私が読み上げた~~案~~を加えてもらいたいと思います。

16番～私がお聞きしておりますのは、議会在^に云う意味ではございません。提案者がそう云う考え方がどうかと云うことでございます。

市長～はい。私としては、口頭で説明出来ると思つて、ここには~~記載~~してありません。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前11時47分)

5番～前の議会の38号、39号議案とも関連しますが、その38号議案の審議におきましても、中部商業高校を誘致すること~~は~~非常に結構なことである。しかしその手段方法が問題であること~~を~~私が申し上げました。そこで本会の議案も形~~を~~変えた訳であります。その手段方法の中に法的形式は、一応はこれ問題はないと思えます。手段方法の1つとして、負担の問題であります。先き程休会方においても当局の間に意見の交換がなされておりました。仮に地方自治体の宜野湾市と云う1つの組織がこの問題を、この経費を負担体か後で政府が、かたがわりしない場合に備える場合、地方自治体の組織ではなくて、教育委員会と云う組織にこれを負担させた場合かこの両者を取られた場合に将来、仮に政府がこの経費を負担せよと云う場合に備えて、他の関係地域に適当に割り振りして負担せよと云う。いわゆる宜野湾市の不利をばん償する手段としては、どの道が効果的であると思われませんか。市長さんに質問致します。かいつまんで申し上げたら、宜野湾市自体がこれを負担すると、教育委員会がこの7万ドル余りを負担すると、将来他に負担してもことを考えた場合に、どちら~~が~~得策だと思われませんか。

議長～只今の御質問は7万ドル余りを教育負担すると云う何んでありますが

と云う安易な考え方で提案されてはまずいと思います。およそ額においても法、条例においても規定されておりますので、その必要性がないと云う御見解でございますか。

市長～提案の理由でありますので、これは是非条文を加えなければならぬと云うことは別にならぬと思っております。口頭で説明しておわかりであれば、それを書き出す必要もないと思っております。若し皆様方がどうしても書き出さねば出来ないと云うことであれば、今直ぐ必要がありまますのでと云う次に今先私が読み上げた聞くを加えてもらいたいと思っております。

16番～私がお聞きしておりますのは、議会在が云う意味ではございません。提案者がそう云う考え方がどうかと云うことでございます。

市長～はい。私としては、口頭で説明出来ると思つて、ここには記報してありません。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前11時47分)

5番～前の議会の38号、39号議案とも関連しますが、その38号議案の審議におきましても、中部商業高校を誘致することには非常に結構なことである。しかしその手段方法が問題であることと云うことを私は申上げました。そこで本会の議案も形を變えた訳であります。その手段方法の中に法的形式は、一応はこれで問題はないと思えます。手段方法の1つとして、負担の問題であります。先き程休会においても当局の間に意見の交換がなされておりました。仮に地方自治体の宜野湾市と云う1つの組織がこの問題を、この経費を負担して後で政府が、かたがわりしない場合に備える場合と地方自治体の組織ではなくて、教育委員会と云う組織にこれを負担させた場合この兩者を取られた場合に将来、仮に政府がこの経費を負担しなかつた場合に備えて、他の関係地域に適当に割振りして負担させると云う。いわゆる宜野湾市の不利をばん回する手段としては、どの道が効果的であると思われませんか。市長さんに質問致します。かいつまんで申し上げたら、宜野湾市自体がこれを負担するのと、教育委員会がこの7万ドル余りを負担するのと、将来他に負担してもらふことを考えた場合に、どちらが得策だと思われませんか。

議長～只今の御質問は7万ドル余りを教育負担すると云う何んでありますが

これは、負担はどこまでも市であります。

5 番～もち論市であります。しかし私の質問のポイントは、一応時間、時期のころ東と云うたこともあつてであろうと思ひます。そう云う訳でどろ繩式とは申しませんが、非常にずさんな点があります。これは中央教育委員会との折衝のあり方としても、重要な問題は誘致することは大賛成である。そのための要地の買上げ負担並びに整地に要する2万ドル余りの負担合計約10万ドル余りの全経費を宜野湾市が負担すると云うことに問題を感じるのであります。そこを政府もおおいおおい予算に計上して、宜野湾市の負担にかたがわりすると云うことは、関係者の一部がそういうふうにおられると云うことは、先程からの市長の説明で良く分つております。これを實際にものにするためには、教育委員会が負担していた場合とは將來の運動、その他政治的折衝の面においてどちらが有利になるかという私の質問であります。

議長～暫休憩致します(午前11時52分)

議長～再開致します。(午前11時53分)

5 番～見解で結構です。

市長～今の御質問は教育委員会で負担すると云うことは教育委員会で起債するのと、市で起債するのと、どちらが有利かと云う御質問ですか

5 番～結局は、財産は市のもんであります。

市長～市の方がやりやすいと思ひます。やむを得ないから名前を教育委員会に貸して又貸すと云うた様な手段を取つた様なかつこうであります

10 番～只今の45号議案は、重要な問題でございます。それと46号、47号、総ての議案と関連致しますので、本案件は質疑の段階において継続審議にして載きたいと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午前11時44分)

議長～再開致します。(午後2時20分)

議長～議案第45号、財産(土地)の取得については、質疑の段階におい

これは、負担はどこまでも市であります。

5 番～もち論市であります。しかし私の質問のポイントは、一応時間、時期のこう束と云うたこともあつてであろうと思います。そう云う訳でどろ繩式とは申しませんが、非常にずさんな点があります。これは中央教育委員会との折衝のあり方としても、重要な問題は誘致することは大賛成である。そのための要地の買上げ負担並びに整地に要する2万ドル余りの負担合計約10万ドル余りの全経費を宜野湾市が負担すると云うことに問題を感じるのであります。そこで政府もおいおい予算に計上して、宜野湾市の負担にかたがわりすると云うことは、関係者の1部がそういうふうに云つておられると云うことは、先程からの市長の説明で良く分つております。これを実際にものにするためには、教育委員会が負担していた場合とは将来の運動、その他政治的折衝の面においてどちらが有利になるかと云うような私の質問であります。

議 長～暫休憩致します(午前11時52分)

議 長～再開致します。(午前11時53分)

5 番～見解で結構です。

市 長～今の御質問は教育委員会で負担すると云うことは教育委員会で起債するのと、市で起債するのと、どちらが有利かと云う御質問ですか

5 番～結局は、財産は市のもんであります。

市 長～市の方がやりやすいと思ひます。やむえないから各前を教育委員会に貸して又貸すと云うた様な手段を取つた様なかつこうであります

10 番～只今の45号議案は、重要な問題でございます。それと46号、47号、総ての議案と関連致しますので、本案件は質疑の段階において継続審議にして載きたいと思ひます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時44分)

議 長～再開致します。(午後2時20分)

議 長～議案第45号、財産(土地)の取得については、質疑の段階におい

て継続審議と致します。

議長～日程第4、議案第46号、土地の貸与についてと、日程第5、議案第47号、市債を起すことについては関連連致しますので、一括して上程致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～~~本~~議案について提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先きに公共用地として、財産（土地）の取得をしたいと云う何んで提案致しました議案第45号とも関連致しますが、一応購入したならば、その土地を区の教育委員会に貸付してもらいたいと云うので46号の議案を提出してあります。そうするには、取得の財源として今度市債を起したいと思っておりますので、その起債の議決をお願いしておりますので宜しく御審議をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後2時24分）

議長～7番、8番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午後2時35分）

16番～委員会の契約書の中に50セントと云う貸賃料の数字が出ておりますが、あくまでも議案第47号の起債の償還財源の資料としての数字として解して良いかどうか。それからもう1件契約書の第6条の中に使用目的の存続期間となつておるが、貸賃料との関連はどうか。

市長～50セントはそうであります。2番目のは存続期間いわゆる学校に使われている間、その契約で別に更新と云うことは考えておりません。

16番～と云うことになると、学校敷地がその使用目的の存続期間、貸賃料を払はなければいかないと云うその契約になるが、今までの解しやぐでは5ヶ年になつたら契約の更新でもなされるつもりであるのかなされるならば末尾にその条文を入れた方が良いんじゃないかと解しますが、

市長～政府有地に全部移管されてしまうと、自然中央教育委員会との契約

て継続審議と致します。

議長～日程第4、議案第46号、土地の貸与についてと、日程第5、議案第47号、市債を起すことについては関連致しますので、一括して上程致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～再案件について提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先きに公共用地として、財産(土地)の取得をしたいと云う何んで提案致しました議案第45号とも関連致しますが、一応購入したならば、その土地を区の教育委員会に貸付してもらいたいと云うので46号の議案を提出してあります。そうするには、取得の財源として今度市債を起したいと息いますので、その起債の議決をお願いしてありますので宜しく御審議をお願いします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時24分)

議長～7番、8番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後2時35分)

16番～委員会の契約書の中に50セントと云う賃貸料の数字が出ておりますが、あくまでも議案第47号の起債の償還財源の資料としての数字として解して良いかどうか。それからもう1件契約書の第6条の中に使用目的の存続期間となつておるが、賃貸料との関連はどうなるか。

市長～50セントはそうであります。2番目のは存続期間いわゆる学校に使われている間、その契約で別に更新と云うことは考えておりません。

16番～と云うことになると、学校敷地がその使用目的の存続期間、賃貸料を払はなければいかないと云うその契約になるが、今までの解しやくては5、6年になつたら契約の更新でもなされるつもりであるのかなされるならば末屋にその条文を入れた方が良いんじゃないかと解しますが、

市長～政府有地に全部移管されてしまうと、自然中央教育委員会との契約

も更新されますので、そこでもつて残る部分、いわゆる全部が残らなくなつた場合には、これが解契と云うことになりますので一応契約もこれ一本で良いんじゃないかと思つております。

16番～契約書の内容でございますが、趣旨は良くわかりますが、賃貸契約の内容においてですか。市が契約をする場合において、もう少し具体性をおびさせた方が良いと感じますが、5ヶ年なつたら、もち論償還される訳でございますから、契約書の内容において、その契約書は5ヶ年後でも存続期間は賃貸料を払わなければいけないと云うことになつておりますので、第7条あたりに更新云々と云う条文を入れた方が契約書としていいんじゃないかと考える訳です。

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時44分)

市長～起債の認可を経て、そして借入れをしたならば、これを取入として受けて更にその支出については予算の更正が必要となりましたのでこの更正の予算案を提案してありますので、宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後3時22分)

議長～議案第48号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算については質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが、御異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議長～再開致します。(午後3時30分)

議長～議案第45号財産(土地)の取得についてを議題と致します。本案

も更新されますので、そこでもつて残る部分、いわゆる全部が残らなくなつた場合には、これが解契と云うことになりますので一応契約もこれ一本で良いんじゃないかと思つております。

16番～契約書の内容でございますが、趣旨は良くわかりませんが、賃貸契約の内容においてですか。市が契約をする場合において、もう少し具体性をおびさせた方が良いと感じますが、5年なつたら、もち論償還される訳でございますから、契約書の内容において、その契約書は5年後でも存続期間は賃貸料を払わなければいけないと云うことになつておりますので、第7条あたりに更新云々と云う条文を入れた方が契約書としていいんじゃないかと考える訳です。

議長～暫休憩致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時44分)

市長～起債の認可を経て、そして借入れをしたならば、これを収入として受けて更にその支出については予算の更正が必要となりましたのでこの更正の予算案を提案してありますので、宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議長～再開致します。(午後3時22分)

議長～議案第48号、1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議長～再開致します。(午後3時30分)

議長～議案第45号財産(土地)の取得についてを議題と致します。本案

は先に質疑の段階において継続審議になっておりましたので、引続き質疑を願います。

議長～質疑もつきた様でありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では、議案第45号、財産(土地)の取得についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。

議長～3分の2以上の賛成がありますので、議案第45号財産(土地)の取得については、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時34分)

議長～再開致します。(午後3時36分)

議長～質疑も大体つきた様であります。質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

~~()~~

~~)~~

は先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議長～質疑もつきた様でありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では、議案第45号、財産(土地)の取得についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。

議長～3分の2以上の賛成がありますので、議案第45号財産(土地)の取得については、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時34分)

議長～再開致します。(午後3時36分)

議長～質疑も大体つきた様でありますので、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

~~(異議なしと呼ぶ)~~

~~議長～御異議~~

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～では議案第46号、土地の貸与についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。

議 長～3分の2以上の賛成者がありましたので議案第46号土地の貸与については、原案通り可決決定致します。

議 長～議案第47号、市債を起すことについてを議題と致します。本案は先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時38分)

議 長～再開致します。(午後3時44分)

議 長～本案に対する質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、御
~~議~~ ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

15番～45号、46号は反対でしたけれども、や~~む~~えず47号議案は賛成致します。と云うのは、いかなる理由があるにしろ地主個人個人のぎせい~~を~~致します。考えまして本案に賛成致します。

議 長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが異議あ
~~(異議なしと呼ぶ)~~
りませんか。(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議 長～では議案第47号、市債を起すことについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では議案第46号、土地の賃与についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。

議長～3分の2以上の賛成者がありましたので議案第46号土地の賃与については、原案通り可決決定致します。

議長～議案第47号、市債を起すことについてを議題と致します。本案は先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後3時38分)

議長～再開致します。(午後3時44分)

議長～本案に対する質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

15答～45号、46号は反対でしたけれども、やむを得ず47号議案は賛成致します。と云うのは、いかなる理由があるにしろ地主個人個人のぎせい致します。考えまして本案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議長～では議案第47号、市債を起すことについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないので議案第47号市債を起すことについては、全会一致でもつて原案通り可決決定致します。

議 長～議案第48号1965年度直野湾市才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案に対しては、先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時46分)

議 長～質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、左様決定致します。

18番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今18番さんより討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。

議 長～お諮り致します。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～では議案第48号1965年度直野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、議案第48号1965年度直野湾市才入才出追

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がないので議案第47号市債を起すことについては、全会一致でもって原案通り可決決定致します。

議 長～議案第48号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題と致します。本案に対しては、先に質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時46分)

議 長～質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思いましたが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、左様決定致します。

18番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今18番さんより討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。

議 長～お語り致します。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～では議案第48号1965年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、議案第48号1965年度宜野湾市才入才出追

加更正予算については全会一致でもつて原案通り可決決定致します

議長～暫休憩致します。(午後3時47分)

議長～再開致します。(午後4時45分)

議長～只今お手もとに議案第49号がお配りしてあると思います。この案件の日程の追加をすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～~~日程第7議案第49号専決事項の指定に~~
御異議がないので日程の第7に議案第49号専決事項の指定についてを追加致します。

議長～日程第7議案第49号専決事項の指定についてを上程致します。本案について事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

16番～この案件は理由にも示されております通り尚只今まで4案件とも関連致しまして来春開校の商業高校が1日も早く開校するために先ず校舎敷地の第一期工事の請負契約を市長の専決処分に付して頂いて出来るだけ早急に工事進行させたいと云う様な意味で提案してございますのでよろしくご審議の程をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時49分)

議長～再開致します。(午後4時50分)
本案につきましては、休憩中に相当こみいつて話し合いが持たれておりますので質疑討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～異議が御ございませんので質疑討論を省略致します。

議長～議案第49号専決事項の指定についてを表決に移ります。原案に賛成の方挙手願います。

加更正予算については全会一致でもつて原案通り可決決定致します

議 長～暫休憩致します。(午後3時47分)

議 長～再開致します。(午後4時45分)

議 長～只今お手もとに議案第49号がお配りしてあると思います。この案件の日程の追加をすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～日程第7議案第49号専決事項の指定に御異議がないので日程の第7に議案第49号専決事項の指定についてを追加致します。

議 長～日程第7議案第49号専決事項の指定についてを上程致します。本案について事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

16番～この案件は理由にも示されております通り尚只今まで4案件とも関連致しまして来春開校の商業高校が1日も早く開校するために先ず校舎敷地の第一期工事の請負契約を市長の専決処分が付して頂いて出来るだけ早急に工事進行させたいところ云う様な意味で提案してございますのでよろしくご審議の程をお願い致します。

議 長～暫休憩致します。(午後4時49分)

議 長～再開致します。(午後4時50分)

本案につきましては、休憩中に相当こみいつて話し合いが持たれておりますので質疑討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～異議が御ございませんので質疑討論を省略致します。

議 長～議案第49号専決事項の指定についてを表決に移ります。原案に賛成の方挙手願います。

議 長～全員賛成でありますので議案第49号、専決事項の指定については
原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後4時51分)

議 長～再開致します。(午後4時52分)

議 長～一応臨時会の全日程が終了致しましたので、宜野湾市議会会議則第
8条の規定により、会期を本日でもつて打切りたいと思いますが御
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定することに致します。

議 長～では、第18回宜野湾市議会臨時会を、これをもちまして閉会する
ことに致します。皆様には、長時間にわたり慎重なる御審議をして
載き誠に御苦勞様でした。

議 長～閉 会 (午後4時54分)

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正
確であることを証するためここに署名する。

1964年10月5日

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎

12.

議事録署名議員 大川 昇

20.

議事録署名議員 仲村 登光

議長～全員賛成でありますので議案第49号、専決事項の指定については原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時51分)

議長～再開致します。(午後4時52分)

議長～一応臨時会の全日程が終了致しましたので、宜野湾市議会会議則第8条の規定により、会期を本日でもつて打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定することに致します。

議長～では、第18回宜野湾市議会臨時会を、これをもちまして閉会することに致します。皆様には、長時間にわたり慎重なる御審議をして戴き誠に御苦労様でした。

議長～閉会 (午後4時54分)

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1964年10月5日

宜野湾市議会議長 古波 誠 清次郎

議事録署名議員

大川 井

議事録署名議員

仲村 五郎